

収益認識に関する会計基準について

企業会計審議会では、収益認識に関する会計基準の開発についての検討を行っており、これまでに『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集』（平成 28 年 4 月 22 日改訂）を公表しています。

収益認識に関する会計基準は、平成 30 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用が可能となることを念頭に置き、平成 29 年 6 月までに公開草案を公表することを目標として基準の開発が進められていますが、今回はその簡単な概略をご紹介します。

収益認識に関する会計基準は IFRS 第 15 号『顧客との契約から生じる収益』を踏まえた検討が行われており、IFRS 第 15 号では収益認識にあたっては下記の 5 つのステップが適用されます。

STEP1 顧客との契約を識別する。

⇒ここでは契約の結合、契約の変更等が論点として挙げられています。

STEP2 契約における履行義務を識別する。

⇒ここでは契約において約束した財又はサービスが別個のものか否かの判断（機械の販売と据付サービスや保守サービスの組み合わせ等）、追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション（ポイント制度等）が論点として挙げられています。

STEP3 取引価格を算定する。

⇒ここでは変動対価（売上等に応じて変動するリベート）、返品権付き販売等の論点が挙げられています。

STEP4 取引価格を契約における履行義務に配分する。

⇒ここでは STEP2 で識別した履行義務に対し、STEP3 で算定した取引価格を配分します。

STEP5 履行義務の充足時に（又は充足につれて）収益を認識する。

⇒ここでは一時点で充足される履行義務（出荷してから顧客による検収までの期間が一定程度ある取引）、一定の期間にわたり充足される履行義務（輸送サービス等の提供取引、ソフトウェア開発やビル建設等の長期の個別受注取引）等の論点が挙げられています。

このほか、本人か代理人かの検討（総額表示又は純額表示）、開示（注記事項）等の論点がありますが、これらの論点は今後の基準の開発の状況に応じて適宜ご紹介したいと思います。

以上
